

19



貯保庶務三二一
通 牒

昭和二十五年五月三日

庶務課長

各支局長 殿

國民勤勞勸員令ニ依ル爲用實施ニ懸スル件

貯保庶務二八六號。四月二十一日

本件爲用解除基準等別紙送付ス。参照可然。處理相成。度

裏面白紙

徵用解雇基準

一、出願、除ニ於テ行フ身元検査、結果即日歸却セシムルヲ必要トスル場合

二、被ノ専業主ノ承認ヲ受ケ一級上級屋敷又ハ自公立各清養成施設ニ入學又ハ入所シタル場合

三、梅毒疾病ニ因リ作業者繼續シ得ザルニ至リタル日ヨリ六月間ヲ経過シタル場合

四、務用セラレタル當時ト著シク家庭ノ事情ヲ異ニスルニ至リ時ニ務用解除ヲ必要トスル場合

五、首級或ハ官衛ニ於テ官更トシテ任用セラレタル場合

六、被者或ハ専業主ノ休業止等已ムヲ得ザル事由ニ依リ俸ニ更新セシムル場合

七、特殊技能ヲ有スル者ニシテ情勢ノ變化ニ伴ヒ徵用勤勞ニ従事セシムルヨリ徵用前ノ原職ニ復歸セシムルヲ時ニ必要ト認メラルル場合

八、性行不良ニシテ總動員義務ニ従事セシムルヲ著シク不適當ト認メラルル場合

九、女子従業者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該当スルニ至リ時ニ解除ヲ必要ト認メラルル場合

- (一) 家庭生活ノ根柢タル者
- (二) 子女養育ノ爲ニ必要ト認メラルル者
- (三) 其ノ他女子ノ特性ニ就キ時ニ必要ト認メラルル者

國民勤勞動員令第三條、解雇、退職等認可及令第四條、解除基準

同令第三條、従業者、解雇及退職又ハ令第四條、解除ハ左ノ基準ニ據ルコト

一、傷病疾病等ニ因リ作業能力低下シタルニ因リ引續キ従業セシムルコト著シク困難ト爲リタル場合

二、勤勞管理不良ニシテ引續キ従業セシムルコト著シク不適當ト認メラルル場合

三 従軍目的タル事等、稀少其、他、事由ニ因リ其、従軍者ヲ必要ト
セザルニ至リタル場合

四 性行不良ニシテ引續キ従軍セシムルコト著シク不適當ト認メラルル
場合

五 女子従軍員ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當シ引續キ従軍スルコト困難
ル場合

一 家庭生活ノ根柢タルニ至リタル者

二 子女養育ノ爲必要ト認メラルル者

三 姉妹、出產等兵ノ他女子ノ特性ニ鑑ミ特ニ必要ト認メラルル者

尙令第四條ノ解法ハ右各號ノ一ニ該當スル場合ノ他入營職召等其ノ他解
除スルニ適當ト認メラルル場合ニ之ヲ爲スコト

國民勤勞勸員令第十八條第一項第三號ノ特定ノ者ノ入營認可基準

一 同令第十五條ノ申請(請求)ニ依リ勸當ヲ受ケタル軍樂場ニ對シテ
ハ原則トシテ認可セザルコト

二 古以外ノ場合ニ任リテハ左ノ場合ニ認可スルコト

イ、兵ノ勤勞使用スルニ非ザレハ軍樂ヲ維持スルコト困難ニ至ル場合

ロ、兵ノ勤勞、時差ニ從事スルニ非ザレバ生計ヲ維持シ難キ場合

ハ、兵ノ勤勞、軍樂場ニ從事スルニ必要ニ認メザルコト時ニ適切ト
認メラルル場合

ニ、軍樂場入營ノ申請ハ、兵ノ入營ノ申請トスル者ノ申請ノ事情ニ應
ジテ之ヲ決定スル場合